

2 初動期（災害直後）

○ 基本的な考え方

- 初動期とは、災害直後で混乱し物資や支援が十分でない状況での対応期のことで、発災後おおむね48時間～72時間までをいいます。
- 災害直後は、一次避難所の整備や支援が十分でない状況にありますが、そのなかでも少しの気遣いや創意工夫で要配慮者のニーズに対応できるようなサポート方法を中心に紹介しています。
- サポートするときは一声かけて本人の意思表示や支援する方法を確認してから行いましょう。
- 要配慮者本人だけでなく、その家族も一緒に避難をしていることが多く、そのことを想定の上で支援することが必要となってきます。

○ すべての人が使いやすい避難所の開設に向けて

（1）避難者が来られるまでに避難所の環境を整える

⇒ 各避難所に要配慮者班や養成したサポーターなど、要配慮者に対応できる人材を派遣しましょう。そのうえで支援する人は、避難所の環境を整えましょう。

- ※ 災害直後、すぐに要配慮者班やサポーターの確保が難しい場合については、避難所にいる福祉的な専門知識を持つ人（福祉施設の職員や特別支援学校などの教員・公務員OB）などに協力を依頼することも有効です。

① レイアウトをもとに環境を整える

- 1) 通路の確保 ※通路にものを置かないよう注意喚起しましょう。
- 2) 要配慮者のスペースに配慮しましょう。
- 3) 床に座って生活するスペースには段ボールなどを敷きつめましょう。
- 4) 福祉避難コーナーを設置しましょう。(要配慮者相談窓口を設置し、空き教室など個室を優先的に利用した静養室やベッドコーナーなどを設置しましょう。) ⇒ p.8～11 参照
※ 個室が用意できない場合は、レイアウトどおり避難所内(あらかじめ間仕切りなどでスペースを確保)に必要なコーナーを設置します。

② 避難所への出入りを簡単に

- 1) 段差の解消が構造上不可能な場合はスロープ板などを用意しましょう。
- 2) 数センチの段差が残る場合には色をつけてわかりやすくしましょう。
(色覚障害のある人にもわかりやすい明暗のはっきりするもの。)

③ 誰もが使いやすいトイレに

- 1) 和式トイレしかない場合は、洋式の簡易トイレの確保を優先したうえで車いす利用者も使えるポータブルトイレも確保する。ダンボールや間仕切り資材などを活用しながら、車いす利用者でも利用可能な場所へ配置しましょう。
- 2) 簡易トイレなどで問題になるのは汚物の処理であるため、水を使わないトイレ用凝固剤とゴミ袋などを活用しましょう。
- 3) 和式トイレが利用できない人、高齢者や障害のある人などが、洋式トイレなどを優先して利用できるよう貼り紙などにより啓発していきましょう。

④ すべての人に重要情報が伝わるように

- 1) 重要な案内には、掲示板などの活用と音声案内を併せて行いましょう。
- 2) 文字は大きくゴシック体を基本として、ふりがなを振り、飾り文字は見えにくい人がいるため使用には注意しましょう。
- 3) 色の組み合わせを工夫して色覚障害や弱視の人へもわかりやすくしましょう。

※例 【黒と白】 【黄と黒】



- 4) 色の明暗をはっきりさせて、だれもがわかりやすくしましょう。
- 5) 認知症の人にとって音・光などの刺激が過敏となることがあるため、注意しましょう。
- 6) 要配慮者にも対応した設備が一目でわかるよう、本ガイドラインで例示したサインを活用することも有効です。
⇒ 共通のサインについてはp.50参照
- 7) 案内表示は、やさしい日本語で表記しましょう。(できるだけ簡単な表記を用い、二重否定やあいまいな表現はさけるなど。)

(2) 避難者が来られた時に

① 一次避難所で過ごされる要配慮者へのサポート

一次避難所で過ごされる要配慮者への基本的なサポートは、福祉避難コーナーの活用を検討しながら、以下のポイントを参考にしてください。

⇒要配慮者の個別対応方法はp.29参照

1) 要配慮者への日常生活品の支給

- 食料品（通常の食料品以外で高齢者、障害者などにも対応したやわらかいレトルト食品、粉ミルク）※本人や家族に聞き取りを行いアレルギーに注意
- 寝具類（簡易ベッド）
- トイレに関する物品（洋式の簡易トイレやポータブルトイレ、水を使わないトイレ用凝固剤、ゴミ袋）
- 衛生用品（紙おむつなど）

2) 熱中症予防（気温や湿度が高い、風通しが悪い日は注意！）

- 水分をこまめにとるよう促しましょう。（避難所生活では水分補給やトイレを控える場合が多く、脱水症状を引き起こしやすいため要配慮者には注意が必要です。）
- 冷却シートの活用、水分の定期的な補給を促し、風通しを良くしましょう。
- ペットボトルに水と塩を入れて凍らして保冷却剤代わりにすることも効果的

3) 低体温症予防（特に身体障害のある人や高齢者や子ども）

- クッションと保温のため、床にダンボールを敷きましょう。
- 使い捨てカイロの活用も効果的で、確保できない場合ペットボトルに温かいお湯を入れて代用することも有効です。
- 帽子をかぶり、首にはマフラーをまき、新聞紙を服の中に入れることもかなりの保温効果が期待できます。

4) 心の健康の維持

- 精神的な不安を訴える人（不眠や食欲不振などの前兆がある場合も）がい
ないか注意しましょう。もしおられたら、声をかけ医療機関の受診も検討し
ましょう。

5) 声をかけやすい環境をつくり、サポートの必要な要配慮者の把握

- 要配慮者は日常の様々な面でサポートが必要なことがあります。多くの
被災者がいる中でニーズを表に出すことが難しい場合があります。
- 支援する人は要配慮者を見つけたら、積極的に「困っていることはありませんか」などの声掛けを行うようにしましょう。
- 要配慮者班やサポーターはサインを付けるなど、支援者であることを外見
からわかりやすくしましょう。

6) 車やテントなどを活用する人への注意点

- テントなどが、周囲の目が行き届く安全な場所に設置されているか確
認し、定期的に情報や配給物など提供しましょう。
- 車を長時間利用する場合は、エコノミークラス症候群の予防を促しま
しょう。

※ エコノミークラス症候群の予防について（例）

- 同じ体制をとり続けたい
- 水分をいつもより多めにとる
- など

② 一般の避難所では対応が困難な要配慮者について

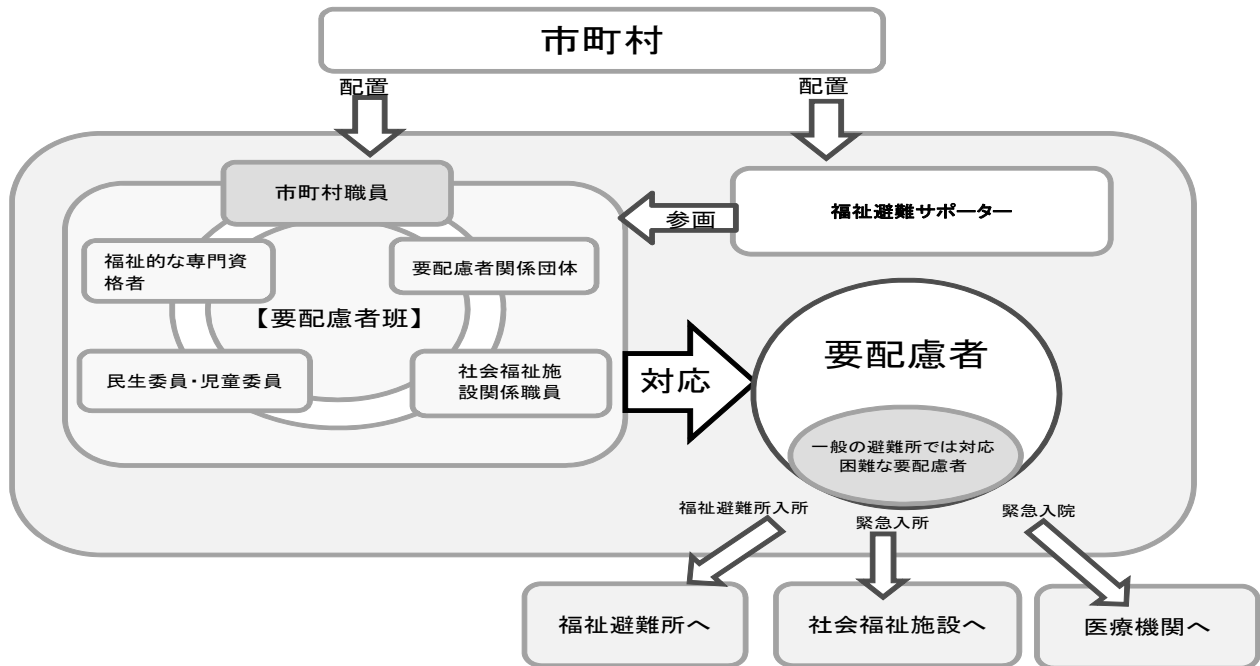
障害の程度が重い人、介護の程度が高い人や専門的なケアなど特別な対応が必要な人など、一般の避難所では対応が困難な人については、市町村の判断で以下の施設に移送を検討することになります。

対象	移送先
障害の程度が重い人、介護の程度が高い人、専門的なケアなど特別な対応が必要で、一般の避難所では対応が困難な人	福祉避難所
身体状況の悪化などで福祉避難所では対応が難しい人	福祉施設(緊急入所)
医療的な処置や治療が必要な人	医療機関(緊急入院)

※ 福祉避難所とは・・・

各市町村で事前に設置され、バリアフリー化など要配慮者に対応した避難所

☆ 移送までのイメージ



③ 緊急入所・入院が必要な要配慮者の移送

1) 緊急入所・入院の対象者

要配慮者台帳や障害者、要介護者の台帳などの情報を基に検討しながら、障害の程度が重い人、介護の程度が高い人や、傷病などで緊急搬送が必要な人など「災害による被災の影響」と「一般の避難所での日常生活の困難」の大きい緊急度の高い人を検討します。

2) 対象者の検討

行政職員をはじめ、要配慮者班、サポーターや医療・福祉的な専門知識を持つ人などが連携して検討・対応しましょう。

3) 受け入れ先との調整や準備

入院・入所先のスタッフの配置など、受け入れ態勢が整ったところで、対象者を福祉避難所や福祉施設、医療機関へ移送します。移送には家族や行政、地域支援者による移送など、対応できる方法で行いましょう。

※ なお、大規模災害で市町村域を越える避難が必要な場合には、行政と医療・福祉関係団体が共同して立ち上げる「災害時要配慮者避難支援センター（仮称）」において、要配慮者の受入施設の要請・確保及び受入を調整することになります。

